

洲本市公立学校における適正規模・適正配置について（答申）

令和4年1月

洲本市学校教育審議会

洲本市公立学校における適正規模・適正配置について（答申）

I はじめに

近年、ICT化やグローバル化の進展に伴い、社会情勢が著しく変化する中、全国的に少子化の波に歯止めがかからない状況が続いている。加えて、2019（R元）年末に発生した新型コロナウイルスは、日本のみならず世界の人々の生活様式を一変させると共に、先行き不透明な時代に拍車をかけている。そのような中、来たる「Society 5.0（超情報化社会）」を意識し、少子化に対応した魅力と活力ある教育環境のあり方を検討していかなければならない時にきている。

2008（H20）年7月に洲本市教育委員会の要請により、洲本市学校教育審議委員会が設置され、「洲本市の幼稚園、小・中学校における適正規模・適正配置についての基本的な考え方」等について審議を行い、2009（H21）年3月に報告書が作成された。

その後、本市の子どもたちを取り巻く環境や社会情勢の変化などを背景に、本件について審議すべく、2015（H27）年11月に再度、洲本市学校教育審議委員会が設置され、様々な観点から慎重に審議を重ね、幼稚園を3園閉じることとなり現在に至っている。第1回の答申より12年が経過する中で、「幼稚園、小・中学校の小規模化」が加速している。

洲本市教育委員会においては、文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を参考に、課題とその対応策について検討が行われた。そして、超情報化社会を生き抜くため、教育的な視点から少子化に対応した魅力と活力ある学校づくりのため改めて「洲本市学校教育審議会」を設置し審議すると共に、市民意見（パブリックコメント）を募集しご意見をいただくこととした。これらを踏まえ、子どもたちにとってどのような教育が理想であるのかの視点に立ち、第2期洲本市教育振興基本計画の実現に向け、より良い教育環境を整えるため「洲本市公立学校における適正規模・適正配置」について調査・審議し、答申としてまとめる。

本審議会答申でまとめた考え方が、未来の洲本そして日本・世界を担っていく子どもたちにとって、より良い教育環境をめざす羅針盤となることを期待するものである。

<目次>

1 国や洲本市の動態	
(1) 国の動態	4
(2) 洲本市の動態	4
2 幼稚園の適正規模・適正配置について	
(1) 就園状況	4
(2) 審議経過	5
(3) 重点事項	5
(4) 基本的な考え方	5
(5) 跡地の利活用	6
3 小学校の適正規模・適正配置について	
(1) 児童数の推移	6
(2) 小学校の規模	6
(3) 通学・校区の現状	7
(4) 審議経過	7
(5) 重点事項	9
(6) 規模別学級編制の考察	9
(7) 基本的な考え方	9
(8) 跡地の利活用	10
4 中学校の適正規模・適正配置について	
(1) 生徒数の推移	10
(2) 中学校の規模	11
(3) 通学・校区の現状	11
(4) 審議経過	12
(5) 重点事項	13
(6) 規模別学級編制の考察	13
(7) 基本的な考え方	13
(8) 跡地の利活用	14

資料

洲本市学校教育審議会について	
審議経過	15
洲本市学校教育審議会委員	16
まとめ	17

1 国や洲本市の動態

(1) 国の動態

年少人口は、1980年代初めの2,700万人から減少を続け、2015(H27)年には1,500万人台となり、この様な背景の下、小中学校が過度に小規模化し、集団の中で多様な考え方に触れる機会が少なくなることや、運動会、音楽活動等の集団教育活動に制約が生じるなどの教育条件への影響が出ることが懸念されている。

さらに、三世代同居の減少、共働きや一人親世帯の増加、世帯当たりの子どもの数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まり、学校が小規模であることに伴う課題が、一層顕在化しているとの指摘がある。

(2) 洲本市の動態

本市の人口は、国勢調査の結果では、1985(S60)年の55,048人から減少を続け、2015(H27)年では、44,258人と19.6%減少している。年代別では、年少(0~14歳)人口は減少を続け、人口割合からみて1985(S60)年の20.1%(11,063人)から2015(H27)年の11.7%(5,168人)に減少している。2015(H27)年に策定した「人口ビジョン」を含む「洲本市総合戦略」によれば、今後、人口減少対策等を加味しない場合に想定される「趨勢人口」は2060(R42)年によると、人口が19,810人程度にまで減少することが予測されている。

また、市立小・中学校の児童生徒数は1989(H元)年6,340人(小4,146 中2,194)から2021(R3)年2,785人(小1,828 中957)の43.9%まで減少している。今後も少子化が予想されることから、この傾向は続くものと見込まれる。

2 幼稚園の適正規模・適正配置について

(1) 就園状況

ア 幼稚園の園児数は、1977(S52)年の496人をピークに減少を続け、2010(H28)年で143人となり、2園に統合の答申を受ける。

イ 保育ニーズの高まりと「認定こども園なのはなこども園」開設に伴い、2019(H31)年3月31日をもって、3幼稚園(第一・第三・加茂)を閉園する。

ウ 2021(R3)年、3歳児12人(洲本のみ)、4歳児24人、5歳児17人の計53人が通園している。

【定員に対する入園児】

(単位：人、%)

	定員	2012年	2014年	2016年	2020年	2021年
洲本幼稚園	85	37	40	46	44	41
		43.5%	47.1%	54.1%	51.8%	48.2%
大野幼稚園	130	33	49	38	14	12
		25.4%	37.7%	29.2%	10.8%	9.2%
合計	215	70	89	84	58	53
		32.6%	41.2%	39.0%	27.0%	24.7%

※各年度の園児数は、毎年5月1日現在数

(2) 審議経過

洲本市学校教育審議会において、現状について共通理解を図り、課題について審議した。

①現状及び課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none">● 市内には公立幼稚園2園、公立認定こども園1園、私立幼稚園1園、公立保育所(園)8園、私立認定こども園3園がある。● 公立幼稚園においては、定員の半分も満たしていない。● 4歳児・5歳児の両学級が複数となる公立幼稚園は、0園である。● 保育ニーズの高まり（R元年10月保育料無償化）と少子化から、今後とも幼稚園を入園希望する園児が減少すると予想される。	<p>(少子化・小規模化)</p> <ul style="list-style-type: none">● 子ども同士で切磋琢磨する機会が減っている。● 人間関係が固定化し、教育上望ましい集団活動に支障をきたす。● 小学校入学時の「小一プロブレム」が問題となる。(少人数クラスから多人数クラスへのストレス) <p>(幼保施設間の連携)</p> <ul style="list-style-type: none">● 少子化が進み効率的な経営が必要とされる中で、私立を含む幼保施設との連携と共存が求められる。

(3) 重点事項

児童にとってどのような教育環境が理想であるかの視点に立ち、児童や保護者・地域の思いを重要視していかなければならない。児童が新たな教育環境に順応でき、新しい人間関係が築けるよう配慮しながら取り組んでいくことが大切である。

(4) 基本的な考え方

【適正規模】

同一年齢で複数学級を理想とする。

ア 少人数では、人間関係や遊びの経験が固定化しやすいため、教育上望ましい集団活動が実施できる教育環境を確保することが必要である。

イ 同一年齢で複数の学級編制ができることにより、園児同士の様々な人間関係が形成でき、園児への教育効果が高まるとともに、同一年齢学級の先生同士での相談等が可能となり、互いに切磋琢磨することが指導力の向上につながる。

ウ 本市に公立幼稚園が2園あるが、今後充足率を高める社会情勢にないと考える。

【適正配置】

1園とすることが望ましい。

ア 少子化が進み効率的な施設の運営と経営が必要とされている中、認定こども園を含め、私立を含めた他の幼保施設との連携と共存が求められる。

イ 現状では、1園が望ましいが、私立を含む認定こども園等の就園状況等により、0園とすることも考えられる。

ウ 適正配置に向けた整備には、通園時等の園児の安全と近隣の住環境を考慮し、保護者が利用する園児送迎用駐車場の確保など、保護者等の意見にも配慮することが望ましい。

(5) 跡地の利活用

子育てや児童の健全育成を支援する「放課後児童クラブ（健康福祉部所管）」や「放課後子ども教室（教育委員会所管）」などの施設としての利活用が望ましいが、子どもだけではなく、地域の高齢者が老人大学などに利用できるなど複合的な施設として幅広く活用することも考えられる。

3 小学校の適正規模・適正配置について

(1) 児童数の推移

小学校の児童数は、1981（S56）年4,860人、161学級（特別支援学級11学級を含む）をピークに、2021（R3）年1,828人、115学級（特別支援学級22を含む）となり、児童数は率にして37.6%まで減少している。

【児童数】

（単位：人）

名称	1981年	1986年	1996年	2006年	2016年	2021年	2026年
洲一小	528	441	288	191	150	89	86
洲二小	610	519	274	205	182	135	83
洲三小	1,226	1,094	762	566	460	413	340
加茂小	359	345	318	255	212	218	223
大野小	510	558	539	476	374	339	310
由良小	541	397	285	182	96	82	72
中川原小	141	170	124	65	46	59	55
安乎小	145	134	140	110	85	85	72
都志小	198	220	163	111	84	65	64
鮎原小	215	232	224	331	141	128	75
広石小	94	98	91	86	104	72	55
鳥飼小	214	182	142	118	101	85	53
堺小	71	80	69	74	35	58	53
計	4,860	4,479	3,419	2,770	2,070	1,828	1,541

* 1981（S56）年時、上灘小5、畑田分校1、中津川分校2の計8人在籍
1995（H7）年より休校となり、由良小学校区に編入

* 各年度の児童数は5月1日現在数。2026（R8）年は、推計数（転出入等、加味せず）

(2) 小学校の規模

「学校教育法施行規則」において、小・中学校とも12学級以上18学級以下が標準とされている。つまり、小学校において12学級以上18学級以下を適正規模と捉え、これが確保される学校配置に努めることが必要とある。

現在小学校では、1981（S56）年150学級（通常学級）から57学級減となり全体的に小規模化が進行している。また、1学年1学級の学校は、10校で全体の76.9%を占めている。

【小学校規模】

*学校名と（ ）内は特別支援学級を除く学級数

学校規模	過少規模校	小規模校	適正規模校		大規模校
	学級数	1～5	6～11	12～18	
1981 (S56)年	上灘(2) 畑田分校(1) 中津川分校(1)	中川原(6) 安乎(6) 都志(6) 鮎原(6) 広石(6) 鳥飼(6) 堺(6)	洲一(14) 洲二(17) 加茂(11) 大野(16) 由良(15)		洲三(31) *31学級 以上は、過 大規模
2016 (H28)年	中川原(4) 堺(4)	洲一(6) 洲二(7) 加茂(8) 由良(6) 安乎(6) 都志(6) 鮎原(6) 広石(6) 鳥飼(6)	洲三(16) 大野(13)		
2021 (R3)年	0	洲一(6) 洲二(6) 加茂(8) 由良(6) 中川原(6) 安乎(6) 都志(6) 鮎原(6) 広石(6) 鳥飼(6) 堺(6)	洲三(13) 大野(12)		

*学級数は、5月1日現在の通常学級数。

*1981（S56）年は、旧洲本市旧五色町時。

*学校規模は、旧文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」（S59年）による。

（3）通学・校区の現状

通学距離は「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、小学校は概ね4km以内とされている。

また、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（H27年）において、適切な交通手段が確保できる場合、概ね1時間以内を目安とし、各市町村において地域の実情や児童の実態に応じて判断を行うことが適当であるとされている。

（4）審議経過

洲本市学校教育審議会において、現状について共通理解を図り、課題について審議した。

①現状及び課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 市内には小学校13校がある。 ● 10校は、全学年が単学級編制 ● 1校は、1・3年生が2学級編制 ● 2校は、全学年が複数学級編制 <p>今後も少子化により、児童数の減少が懸念される。(5年後の児童数1,541人と推定され、現在の1,828人の84.3%になると予想される。)</p>	<p>(学習面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集団の中で、多様な考え方に触れる機会、切磋琢磨する機会が少ない。 ● 体育、音楽などの集団学習や集団での行事を適切に行えない。 ● 児童数・職員数が少ないため、多様な学習・指導形態をとりにくい。 <p>(生活面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● クラス替えが出来ないことから、人間関係や相互の評価が固定化しやすい。 ● 学校行事や児童会活動などにおける役割、位置づけが固定化されやすい。 ● 社会性やコミュニケーション能力を身につけにくい。 ● 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる。 <p>(運営面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた配置が行えない。 ● PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きい。

②小規模校及び適正規模・大規模校の長所と短所

学校規模		小規模校	適正規模・大規模校
人間関係・生活環境面	長所	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども同士の間関係が深まりやすい。 ・子どもたちが先生と親しみやすい。 ・縦割り活動がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの友だちや先生と出会い、人間関係が豊かになる。 ・クラス替えがしやすいことから、豊かな人間関係が図られやすい。
	短所	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えが困難なことから、人間関係が固定化されやすい。 ・学習コミュニティー（集団）の数が限られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団が大きいので一人ひとりが活躍できる機会が少なくなる。
教育・学習環境面	長所	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事、特別活動などで、一人ひとりの子どもの活躍の場が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども同士の間関係が広がり、いろいろな考え方や見方を学ぶことができる。
	短所	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動場、体育館等の一人当たりの面積が狭くなる。

(5) 重点事項

学校は「子どもたちの未来を育む大切な教育の場所」であり、身近な公共施設として、防災の面はもちろんのこと、地域（住民）とを結びつける中核施設として重要な役割を果たしている。そのため、学校関係者、保護者、地域住民及び行政が将来を見据えて学校や地域の課題を考えていくことが重要である。子どもたちは地域によって育てられている、という視点を大切にしながら、より良い教育環境が整備されるように取組みを進めていくことが大切である。

(6) 規模別学級編制の考察

- ① 1～5学級：複式学級が存在する。
- ② 6学級：クラス替えができない。
- ③ 7～8学級：全学年ではクラス替えができない。
- ④ 9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる。
- ⑤ 12～18学級：学校教育法施行規則での標準学級数

(7) 基本的な考え方

【適正規模】

各学年で複数学級を理想とする。

- ア 多様な人間関係を通して、集団のルールを学び、社会性を養うとともに、自らの個性や能力を伸ばさせることが期待できる学校規模であること。
- イ 児童間の人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童の活力の増進と学校の活性化を図ることができる学校規模であること。
- ウ 学級や学年間の集団活動等において、切磋琢磨の機会が与えられ、学習意欲や競争心などを高めるのに適した学級規模であること。
- エ 教科研究に基づく授業改善や、教科担任の専任配置、さらには特別活動の選択幅が広がる学級規模であること。
- オ 学校運営面においては、多くの教職員によって校務を分担できるので、組織的・機能的な運営が可能であること。また、教職員間での研修・研究が行いやすく、教職員の資質向上につながる学級規模であること。

【適正配置】

長期的かつ全市的な視点に立った上で、可能な限り適正規模が確保できる学校配置に努めることが必要である。子どもたちのより良い教育環境づくりを最優先にすることからも、児童数の推移など、今後の状況については、注視をしていく必要がある。特に、複式学級（注1：隣接学年14人以下、1・2年生は8人以下）となることが予測される場合、統合等の検討に入る。

- ア 児童は、市内どの地域に居住していても、可能な限り等しい教育を受けることができるよう、その教育環境を整えることが望まれる。したがって、学校規模、通学距離等、地域によって著しい格差が生じることがないようにすること。
- イ 子どもたちのより良い教育環境の充実を最優先するなかで、地域の実態や特色に応じた学校づくりができるよう配慮すること。

ウ 学校は文化面、防災面あるいは住民の諸活動において、地域の拠点となる施設でもある。また、学校は保護者や地域と密接な連携を保つことが不可欠であることから、各地域コミュニティと良好な関係を構築できるよう配慮すること。

エ 地震、津波等の災害に対する児童の安全・安心の確保及び地域の防災拠点として、学校施設の災害に対する機能強化を図る必要がある。

オ 将来あるべき姿を視野に、学校施設の充実や通学路の安全確保に伴う施設整備など、計画的な事業実施と併せて、適正配置に努めること。

カ 義務教育学校等の新設計画も視野に入れ、適正配置に努めること。

(注1) 隣接学年児童数が14人(1・2年生は8人)以下の場合、複式学級編制)

(注2) 義務教育学校：小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校

(8) 跡地の利活用

ア 洲本市の長期的なまちづくりの方向性を考えるなかで、公共施設の適正配置に取り組んでいることから、行政目的での活用が見込まれない場合は、売却を基本に民間事業者等による活用も考えられる。その場合には、起業・創業への支援や企業誘致の促進などが、新洲本市総合戦略においても示されており、洲本市の強みを活かした産業の集積や企業誘致、雇用の促進など、地域産業の振興につながるものであることが望ましい。

イ 学校施設は、地域の身近な公共施設として利用されてきたことから、地域組織等によって、維持管理できる範囲において地域コミュニティの活性化に資する利活用も考えられる。

4 中学校の適正規模・適正配置について

(1) 生徒数の推移

中学校の生徒数は、1986(S61)年2,437人、68学級(特別支援5学級を含む)をピークに減少を続け、2021(R3)年957人40学級(特別支援9学級を含む)となっている。生徒数は率にして39.3%まで減少している。

【生徒数】

(単位：人)

名称	1986年	1996年	2006年	2016年	2021年	2026年	2031年
洲浜中	652	309	194	176	179	137	121
青雲中	964	822	595	504	494	465	429
由良中	279	146	94	58	39	38	34
中川原中	73	60	32	—	—	—	—
安乎中	59	78	53	38	37	41	29
五色中	410	352	330	313	208	201	147
計	2,437	1,767	1,298	1,089	957	882	760

*各年度の生徒数は5月1日現在。2026(R8)2031(R13)年は、推計数(転出入等は、加味せず)

*2011(H23)年より、中川原中学校区は洲浜中学校区に編入

(2) 中学校の規模

「学校教育法施行規則」において、小・中学校とも12学級以上18学級以下が標準とされている。つまり、中学校においても12学級以上18学級以下を適正規模と捉え、これが確保される学校配置に努めることが必要とある。

現在学級数は、1986（S61）年63学級（通常学級）から32学級減少し、適正規模校が1校となり、小規模化が進行している。また、1学年1学級の学校は、2校で全体の4割を占めている。

【中学校規模】 *学校名と（ ）内は特別支援学級を除く学級数

学校規模	過少規模校	小規模校	適正規模校		大規模校	過大規模校
			12～18	19～24		
学級数	1～2	3～11	12～18	19～24	25～30	31以上
1986 (S61)年		由良(8) 中川原(3) 安乎(3) 五色(11)	洲浜(16)	青雲(22)		
2016 (H28)年		洲浜(6) 由良(3) 安乎(3) 五色(9)	青雲(14)			
2021 (R3)年		洲浜(5) 由良(3) 安乎(3) 五色(7)	青雲(13)			

*学級数は、5月1日現在の通常学級数。1986（S61）年は、旧洲本市・旧五色町の合計（ ）内の数は、通常学級数

*学校規模分類は、旧文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」（S59年）による。

(3) 通学・校区の現状

ア 通学距離は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、中学校は概ね6km以内とされている。また、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（平成27年）において、適切な交通手段が確保できる場合、おおむね1時間以内を目安とし、各市町村において地域の実情や生徒の実態に応じて判断を行うことが適当であるとされている。

本市の中学校では、洲浜中学校における中川原地区の生徒を除いては、国の法令等の距離範囲内となっており、中川原地区の生徒については、スクールバスを運行することにより対応している。

イ 中学校の校区は、小学校と同じ校区が2校、その他は複数の小学校区による中学校区となっている。但し、旧広田村（現南あわじ市）から洲本市に編入した納・鮎屋地区の校区は、南あわじ市・洲本市組合立広田中学校の校区となっている。

(4) 審議経過

洲本市学校教育審議会において、現状について共通理解を図り、課題について審議した。

①現状及び課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 市内には中学校5校がある。 ● 2校が、全学年40人以下の単学級 ● 1校が、1・3年生が複数学級で2年生は単学級 ● 2校が、全学年複数学級 <p>今後も少子化により、生徒数の減少が懸念される。(今の生徒数957人は、5年後には882人92.2%、10年後には760人79.4%になると推定される。)</p>	<p>(学習面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集団の中で、多様な考え方に触れる機会、切磋琢磨する機会が少ない。 ● 体育、音楽などの集団学習や集団での行事を適切に行えない。 ● 部活動の設置が限定され、選択の幅が狭い。 ● 生徒数・職員数が少ないため、多様な学習・指導形態をとりにくい。 <p>(生活面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● クラス替えが出来ない場合、人間関係や相互の評価が固定化しやすい。(特に、保育所・幼稚園、小学校そして中学校と連続する場合) ● 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる。 <p>(運営面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた配置が厳しい。 ● PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きい。

②小規模校及び適正規模・大規模校の長所と短所

学校規模		小規模校	適正規模・大規模校
人間関係・生活環境面	長所	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒同士の人間関係が深まりやすい。 ● 生徒は、先生とも(比較的)親しく人間関係を築くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの友だちや先生と出会い、人間関係が豊かになる。 ● クラス替えができることから、人間関係の広がりが図られる。
	短所	<ul style="list-style-type: none"> ● クラス替えが困難なことから、人間関係が固定化されやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集団が大きいため、個人的に活躍できる機会が少なくなる。
教育・学習環境面	長所	<ul style="list-style-type: none"> ● 教科指導等において、個々人に対してきめ細かな指導ができる。 ● 学校行事、特別活動などで、生徒一人ひとりの活躍の場が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども同士の人間関係が広がり、いろいろな考え方や見方を学ぶことができる。 ● 部活が増えることで、選択肢が広がる。
	短所	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ● 希望する部活が無いことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運動場、体育館等の一人当りの面積が狭くなる。 ● 部活では、レギュラー争いが厳しくなる。

(5) 重点事項

生徒にとってどのような教育環境が理想であるかの視点に立ち、生徒や保護者、地域の思いを最大限尊重していかなければならない。生徒が新たな教育環境に順応でき、新しい人間関係が築けるよう配慮しながら取り組んでいくことが大切である。

(6) 規模別学級編制の考察

- ① 3 学 級：クラス替えができない。
- ② 4～5 学級：クラス替えができる学年が少ない。
- ③ 6～8 学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模
(1 学年 2 学級以上)
- ④ 9～11 学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置
(1 学年 3 学級以上)
- ⑤ 12～18 学級：学校教育法施行規則での標準学級数(1 学年当たり 4～6 学級)

(7) 基本的な考え方

【適正規模】

各学年で複数学級を理想とする。

- ア クラス替えを契機として子どもたちが意欲を新たにすることができることから、1 学年 2 学級以上となる規模であること。
- イ 子どもたちが豊かな人間関係を築くための集団活動が行えるとともに、生徒同士の人間関係や生徒と教員との人間関係に配慮した、良好な教育環境を与えるための「クラス替え」が可能な学級規模であること。
- ウ 学級や学年間の集団活動等において、切磋琢磨する環境が作られ、学習意欲や競争心などを高めるのに適した学級規模であること。
- エ 学校運営面においては、多くの教職員によって校務を分担できるので、組織的・機能的な運営が可能であること。また、教職員間での研修・研究が行いやすく、教職員の資質向上につながる学級規模であること。

【適正配置】 適正規模の確保が困難な場合には、将来を見据え、(旧) 洲本地区での 1 校再編について検討が必要である。その際には、情勢にもより段階的に 1 校とすることも考慮されたい。

- ア 適正配置にあたっては、学校が地域で果たしてきた役割や地域事情を十分に配慮し、慎重に行うことが望ましく、生徒数や学級数の将来推計、学校の小規模化による問題点を、保護者、地域住民などと十分に協議し、学校の適正配置の必要性に関する共通理解と協力を得て進めること。
- イ 校区の変更にあたっては、通学距離・通学時間、通学の安全確保、主要幹線道路や河川等の地理的条件、自治会区域との整合性等、地域とのつながりなどを考慮すること。
- ウ 遠距離通学については、スクールバスの運行など、通学手段の確保を検討すること。

- エ 諸事情により校区に不都合が生じる場合にあっては、関係者の意向も尊重しながら弾力的な運用に努めること。
- オ 将来あるべき姿を視野に、学校施設の充実や通学路の安全確保に伴う施設整備など、計画的な事業実施と併せて、適正配置に努めること。
- カ 学校再編等には、新設計画も視野に入れ、適正配置に努めること。
- キ 義務教育学校等の新設計画も視野に入れ、適正配置に努めること。

(8) 跡地の利活用[3-(8)の再掲]

- ア 洲本市の長期的なまちづくりの方向性を考えるなかで、公共施設の適正配置に取り組んでいることから、行政目的での活用が見込まれない場合は、売却を基本に民間事業者等による活用も考えられる。その場合には、起業・創業への支援や企業誘致の促進などが、新洲本市総合戦略においても示されており、洲本市の強みを活かした産業の集積や企業誘致、雇用の促進など、地域産業の振興につながるものであることが望ましい。
- イ 学校施設は、地域の身近な公共施設として利用されてきたことから、地域組織等によって、維持管理できる範囲において地域コミュニティの活性化に資する利活用も考えられる。

参考資料

審 議 経 過

年度	回	日程	審議内容
令和2年度	第1回	11月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長選出 ・適正規模・適正配置の検討に必要な現状と課題の共有 ・洲本市立の幼・小・中学校の適正規模・適正配置について 洲本市立小中学校の現状と課題 ・児童・生徒数、今後の児童・生徒の推移等 ・中学校のクラブ活動状況 ・洲本市立中学校の現状と小規模校の課題
	第2回	1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本市の中学校における適正規模・適正配置について これまでの会議説明での現状と課題等の再確認 ・洲本市の中学校の適正規模・適正配置の検討 ・市内中学校部活動一覧 ・洲本地区で再編した場合の例示 ・学校施設跡地の利活用について
	第3回	2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本市の幼稚園における適正規模・適正配置について 洲本市立の幼稚園の適正規模・適正配置の検討 ・洲本市の小学校における適正規模・適正配置について 洲本市の小学校の基本課題 ・洲本市立の小学校の適正規模・適正配置の検討 ・仮に複数学級の規模に再編するとして想定した場合の例示 ・洲本市の中学校における適正規模・適正配置について 洲本市立の中学校の適正規模・適正配置の検討
令和3年度	第4回	6月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本市の幼稚園、小・中学校における適正規模・適正配置についての基本的な考え方（中間答申案）について
	第5回	10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本市の幼稚園、小・中学校における適正規模・適正配置についての基本的な考え方（最終答申案）について ・洲本市学校教育審議会での審議経過について
	第6回	1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本市公立学校における適正規模・適正配置について（答申案）に対するパブリックコメントの実施結果について ・洲本市公立学校における適正規模・適正配置について（答申）について

洲本市学校教育審議会委員

(敬称略)

職名	氏名	役職等	摘要
会長	新居 寛	学識経験者	
副会長	山口 ひろ子	学識経験者	
委員	野村 由美子	学識経験者	
委員	丸山 正	洲本市連合町内会会長	
委員	原田 和文	洲本市連合町内会副会長	
委員	前林 秀親	洲本市PTA連合会 会長	
委員	久次米 信吾	洲本市PTA連合会 副会長	
委員	木下 壮馬	洲本市PTA連合会 副会長	
委員	福島 豊	兵庫県教育委員会教育事務所副所長兼総務課長	令和2年11月11日～ 令和3年3月31日
委員	安積 純子	兵庫県教育委員会教育事務所副所長兼総務課長	令和3年4月1日～
委員	藤本 剛司	洲本市理事兼財務部長兼行革推進室長	

※役職等については、委嘱時の役職

まとめ

情報化やグローバル化の急速な進展に伴い、社会情勢が著しく変化する中、少子化が進んでいます。本市も例外ではなく幼稚園、小・中学校において、少子化に伴う「学校の小規模化」が加速しています。

このような状況のもと、平成27年11月に洲本市学校教育審議会において、「洲本市の幼稚園、小・中学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方」について、様々な観点から検討し、慎重に審議を重ね、平成28年8月に報告書が作成されました。

その報告書が出されて5年足らずしか経過していませんが、改めて「市立学校の適正規模と適正配置」についての諮問がなされました。本審議会としては、一番に子どもの立場に立ち、子どもたちにとってより良い教育環境を整備する視点に立ち、調査・審議し、市立学校の適正規模と適正配置、その基本的な考え方を答申しました。

「市立学校の適正規模・適正配置」にあたっては、財政的な理由で学校の再編を進めるべきとは思いません。教育は将来に対する重要な投資であることから、長期的な視点に立ち、検討に入ることを期待します。加えて、地域性も加味した配慮が必要です。家庭・地域と一体となった学校運営が重要であり、地域の核として存在している学校については、特段の配慮をする必要があると考えます。

また、答申案について、パブリックコメントを募集したところ53名の方からご意見を賜りました。貴重なご意見ありがとうございました。答申案が幼稚園、小・中学校の規模について言及しており、ご意見の多くは地域の拠点である学校の発展的統合に危機感を表したものでした。

この答申を提出した後は、洲本市並びに洲本市教育委員会において洲本市教育振興基本計画を踏まえつつ、地域の諸課題を検討し、基本的な計画が作られ、その後、地域・保護者のご意見を尊重しつつ、実施に向けた計画に移るものと思います。この答申が、将来の洲本の子どもたちの明るい未来を創造するための教育環境づくりに繋がることを期待します。

洲本市学校教育審議会
会長 新居 寛